

○ 渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

平成 27 年 4 月 1 日

規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、渋川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年渋川市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(虐待防止責任者の設置)

第 2 条 条例第 3 条第 3 項に規定する規則で定める責任者は、指定介護予防支援事業所ごとに従業員の数数が 2 以上の場合に設置するものとする。

(事務室及び区画)

第 3 条 条例第 22 条に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 利用者からの相談等を受けるための適切なスペースが確保されていること。
- (2) 相談者のプライバシーが十分に確保されていること。
- (3) 相談者が、他の事業所の専用スペースを通らず直接出入りできること。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。